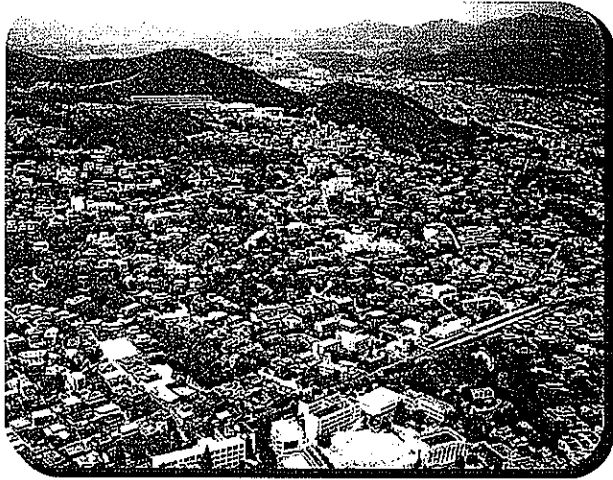


コミュニティひばり 地域別まちづくり計画

宝塚市第4次総合計画後期地域別計画へのまちづくり計画

平成16年10月提出



コミュニティひばり まちづくり計画委員会



1、まちづくり計画対応への要望

- 1) 地域別のまちづくり計画には、地域住民の安心安全と快適な暮らしのために多大な期待がこめられている。
- 2) 市民の“協働のまちづくり”への意識は育ちつつあり、まちづくり計画への行政の対応如何では、市民が白けてしまう危険性がある。十分な配慮が必要である。
- 3) まちづくり協議会と自治会との関係が未だ充分に整理されていない面がある。確立された自治会連合の組織をベースとした校区まちづくり協議会の位置づけが、まちづくり推進に重要な協働体制の鍵となる。
- 4) まちづくりに資する制度改革
行政と住民によって真剣に策定されたまちづくり計画を定期的に点検し、計画実施の整合性を修正・改善するシステムを構築する。

2、コミュニティひばりのまちづくり計画作成の前提条件

計画に盛り込む項目は、広域的立場から自治会での日常的な課題は省き市と地域の協働で取り組むべき課題に絞った。

例えばアンケート調査では、“迷惑駐車はやめてください”“犬糞の糞害で迷惑しています”“ゴミ捨てマナーを守りましょう”“タバコ・空き缶のポイ捨てはやめましょう”などの生活マナーに関する意見が次山あったがこれらの課題は日常的な住民意識の問題であり、自治会レベルで取り組むものとして平成15年11月の段階で各自治会へお願いした。

※生活マナーに関しては、現状のモラルが市条例や憲章の規定に必要なレベルにあるものは市の方で検討していただきたい。

3、コミュニティひばりのまちづくり計画の目次

- 1) 表紙、まちづくり計画対応への要望
- 2) まちづくり計画委員会活動記録、まちづくり計画委員 P-1
- 3) 地域まちづくり計画の前提となる市への要望 P-2
- 4) 長尾台小学校区概要図 P-3
- 5) 福祉に関する支援計画 P-4
- 6) 安全で快適なまちづくり P-5
- 7) 生活環境の保全と創出 P-6
- 8) まちづくり活動体制(案) P-7

まちづくり計画委員会活動記録

第1回委員会	平成14年9月13日	「まちづくり計画準備委員会」より「まちづくり計画委員会」に移行する
第2回委員会	平成14年10月16日	「長尾台小学校区まちづくり計画アンケート」配布(11月20日回収)
第3回委員会	平成14年12月6日	アンケートの集計、まとめ方についての協議、委員では無視、コンサルの方が必要
第4回委員会	平成15年1月24日	コンサルが選ばれる。アンケート集計の依頼
第5回委員会	平成15年3月12日	アンケート集計結果の報告
第6回委員会	平成15年4月18日	ニュース発行協議
第7回委員会	平成15年5月16日	5月21日ニュース1号発行
第8回委員会	平成15年6月13日	計画チーム編成、活動形態の決定
第9回委員会	平成15年6月末日	委員会計画チーム参加者募集
第10回委員会	平成15年7月2日	計画チーム別のミーティング開始
第11回委員会	平成15年8月4日	新規委員参加、ニュース2号発行協議
第12回委員会	平成15年9月3日	ひばり祭りでの活動状況報告展示とアンケート収集計画
第13回委員会	平成15年10月11日	ニュース2号の内容決定、ひばり祭りでの活動状況報告展示実施内容決定
第14回委員会	平成15年11月5日	ニュース2号の内容決定、ひばり祭りでの活動状況報告展示実施内容の確認 まちづくりフォーラムでの発表対応協議
第15回委員会	平成15年12月3日	まちづくりフォーラムでの発表内容確認
第16回委員会	平成16年1月7日	ふれあいトークを活用し現状確認・わがまちウォッチングと連携 まちづくり計画フォーラムを開催し計画の方向性の提示を計画
第17回委員会	平成16年1月18日	ふじが丘・深瀬寺・長尾台地域わがまちウォッチング
第18回委員会	平成16年1月21日	「長尾台小学校区(山麓部住宅地)の道路修繕に際して」ふれあいトーク
第19回委員会	平成16年1月25日	花屋敷つつじが丘・雲雀丘山手わがまちウォッチング
第20回委員会	平成16年2月4日	まちづくり計画フォーラムの実施要領をコンサルよりアドバイス
第21回委員会	平成16年2月7日	雲雀丘・雲雀丘三丁目わがまちウォッチング
第22回委員会	平成16年2月15日	花屋敷荘園・花屋敷松が丘わがまちウォッチング
第23回委員会	平成16年2月24日	「山火事とその他消防、災害に際して」ふれあいトーク
第24回委員会	平成16年3月3日	まちづくり計画フォーラムの役割分担
第25回委員会	平成16年3月31日	まちづくり計画フォーラムの展示、発表内容、配布資料のすり合わせ
第26回委員会	平成16年4月28日	まちづくり計画フォーラムの案内チラシ、ポスター・掲示展示、会場準備などの確認
第27回委員会	平成16年5月20日	まちづくり計画フォーラムの最終確認
第28回委員会	平成16年5月30日	まちづくり計画フォーラム開催
第29回委員会	平成16年6月23日	まちづくり計画フォーラムのアフターフォローと10月の計画提出について
第30回委員会	平成16年7月7日	フォーラム展示パネルの展示計画と計画まとめのすり合わせ
第31回委員会	平成16年7月14-28日	フォーラム展示パネルを市役所市民ホールで展示
第32回委員会	平成16年7月29-8月2日	フォーラム展示パネルを常設展示
第33回委員会	平成16年8月4日	フォーラムアンケート結果分析報告、計画提出フォーマットのすり合わせ
第34回委員会	平成16年9月11日	提出計画案のチェック及び提出後の実施に向けての検討
第35回委員会	平成16年10月6日	提出計画の最終確認と今後の実施計画及び体制について

コミュニティひばり 会長 円藤 義治

まちづくり計画委員

委員長 円藤 義治		副委員長 高井 住江	
円藤 義治	金井 一郎	高井 住江	松井 裕樹
太田 慶行	堀江 卓	山口 五雄	森本 豊敏
岡田 博子	山口 五雄	藤野 昌敏	村上 八千代
熊野 順子	藤野 昌敏	山本 幹延	
熊野 昭美	藤野 昌敏	山本 幹延	
津田 幹夫	藤野 昌敏	山本 幹延	
樋口 弥生	小坂 誠	山本 幹延	
山根 望子	藤野 昌敏	山本 幹延	
山本 英子	正徳 昭子	山本 幹延	
菅波 英治	梶島 純久	山本 幹延	

地域まちづくり計画の前提となる市への要望

【地域の状況】

この地域は、大阪市内へ30分という交通アクセスでの利便性と自然に恵まれた生活環境から広大な戸数と会社の商業施設などが多く、緑豊かな閑静な地域であったことからかつては問題の少ない地域とされていた。

昭和29年に宝塚市制が施行され、翌年西谷村が宝塚市に編入されるまでは、西谷村に所属していた事と、開発当時から独立した自治がなされていたことなどから当時は市の支援を必要としていなかったことが現在様々な面で問題を抱える地域となっている。

地質地形的な背景

- ① 長尾山山系の東端に位置し南東から東へ回り込む斜面に位置し、複雑な山壁と谷筋に沿った宅地が広がっている。
- ② 当地域には現在“急傾斜地崩壊危険箇所”が23箇所もあり地域面積の10%以上の面積が危険地域に指定されているが、岩盤がしっかりと固まっていることで阪神大震災でも比較的被害が少なかった地域である。これは岩盤の表層の土を樹木の根が補強している構造によるものと考えられる。
- ③ かつては開発規模が小さく、また山麓部の地形を生かし、最小限の造成をするような開発行為であったことで、土砂災害の危険性は少なかったと考えられるが、最近では造成工事技術の高度化、機械化に伴い地形を全く変えてしまい、地層構造を考慮しない開発造成が増えたため掘削によって、斜面の地下水脈の流れが乱され、また豪雨時の表面水が増えている。自然を無視した強引な開発で、水の変化による影響が住民不安としてあらわれている。

開発行政に関する背景

- ① 開発行為をする場合は、開発指導要綱に基づき開発事業者は市と協議する事になっている。事業者は地域住民に対して説明会を開き必要としているが、住民の要求、要望を開き入れないとなっていない。
- ② 開発によって生活に大きな影響を受ける地域住民には協議の場が無く、事業者の私利私欲は守られるが、地域住民の生活権や永年かかって醸成してきた環境などは無視されるという大きな矛盾がある。このままでは地域の先駆性ある歴史的な住文化の特性が失われる。
- ③ 行政はこれまで法的な基準と事業者の私権に関する事として、地域の生活実態を調査をすることもなく、地域住民の意見を聞くこともないで、地域生活の実態にそぐわない申請を行ってきた。このようなやり方に地域住民は大きな不満を持っている。

総合的な観点からの開発許認可

近年の山麓部の大規模開発であれば、様々な面で周辺への影響がチェックされると思われるが、当地域のように当初山麓の低い部分が開発され、その後山麓上部へ向けて小規模開発が繰り返される場合は周辺のインフラが総合的に整備されないままその積み重ねで住宅地が拡大されたために、現状のインフラが昔のままというアンバランスな状況にある。

地理的条件と行政サービス

- ① 当地域は宝塚市域を山で遮断され、表側は全て川西市に面している。住宅地も宝塚市、川西市が複雑に入り組んでいる。
- ② 当地域には公的な施設が少ない。市域側を山で遮断されているため施設を配置しても広域の利用が図れないことから当然と考えられるが、このような大きな矛盾を抱える地域であることを考慮し、行政サービスが欠落することのないように配慮してもらいたい。
- ③ 当地域の先駆的開発構想である地域としての駅周辺整備が、その後の開発進行に追いつかず、歴史的住宅地の玄関として適正を欠く状況になっている。

かつては、問題の無い地域とされていたが、開発が進み、900人を超える住宅地になっていて、基本的なインフラの整備がなされていないままの開発では、整合性が崩れ、様々な面で問題が噴出している。

開発許認可の基本的なスタンス

- ① 開発行為は地域の生活全般に大きな影響を与えることから、建設的な地点中心の開発指導・開発許可のみでなく街の生い立ちと住民の生活実態に合わせたトータルな開発行政が求められる。
- ② 都市計画マスタープランに表裏される内容にそぐわない開発行為がなされることが市民には理解できない。規制行政で連携できない体制によるもので、この計画を機会に体質改善を切に願う。
- ③ 小規模開発の累積でできた住宅地は当然整合性が崩れた地域になる。何らかの時点での総合的な都市計画の見直し整備が必要である。
- ④ 新規開発地では雨水利用や無電化などの施策先取りの指導を願う。

1、山麓部の特殊性を考慮した開発許認可

- ① 山麓部の開発では平直部と比べて、下の地域や河川の下水などへの影響が大きいことを開発の許認可に考慮する。市域全般に亘る開発基準では、効果ある措置は出来ない。
- ② 地形・地質による雨水、地下水などの水問題による危険性が専門家によって指摘されて、地域住民の不安になっている。又開発行為に問題になるが市として専門的な第三者機関による調査を行い、開発指導に反映させると同時にその実態を地域に提示してもらいたい。
- ③ 宝塚市域の住宅地開発により雨水流出で川西市へ影響を与えている。山麓部の影響が下流域に及ぼす事は当然のことであり、開発指導に雨水を制御する手段を盛り込む。
- ④ 主要雨水排水路のスペース確保のためにも幹線道路の存在が必要になっている。

2、危険指定地域の情報開示

危険地域の情報の開示は、住民安全の観点から行政が把握している実態を具体的に住民に開示し、開発行為の場合は行政責任を明確にし、事業者でなく行政からの説明とする。

3、地域別都市計画マスタープラン

地域別まちづくり計画を基に都市計画マスタープランの中に地域別のきめ細かなマスタープランを作成し、開発許認可の指針とする。

4、開発許認可に伴う地域の生活に関するトータル的な整合性のチェック

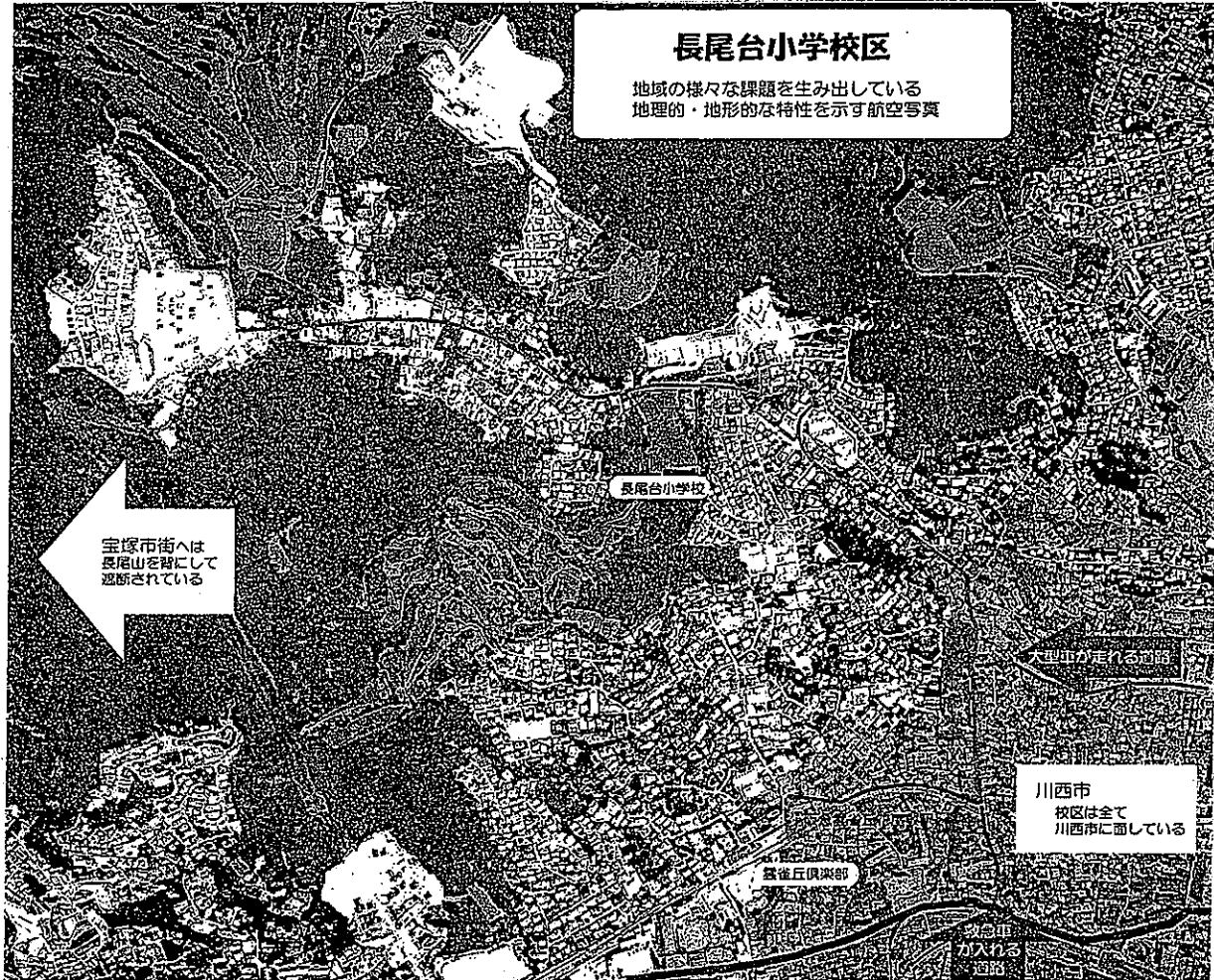
開発許認可のチェックのために、地域の人口構成の変化、インフラのキャパシティ、道路状況、生活環境など基本的な事項の整合性の判断をするためのチェックリストの作成や不具合予測のための手帳を持って、開発行為と地域との整合性を明確に提示できる体制を構築する。

① 本来互助的な行政サービスが望ましいが、地形的に見る限り川西市に依存する形になる。このような特殊な地域に対して、行政はどのように対応するかの明確な方針が必要。たとえば、市域隣接部の都市計画やまちづくり計画の共同化、行政サービスの協定など。

② 地形的な観点から必要施設を配置するの、市域へのアクセスを確保するのの構築を担うべき状況にある。

③ 駅西口通りの道路(川西市道、宝塚市道、軌道の複線)は、朝の通勤通学時に歩行者と送迎車で交通渋滞が増大。無電化と開講整備による安全対策と景観整備が必要。行政境界を越えた生活圏中心の高層住宅地の玄関口に相応しい生活利便施設(コミュニティ拠点や店舗)などの整備誘導が必要である。

長尾台小学校区概要図



長尾台小学校区

地域の様々な課題を生み出している
地理的・地形的な特性を示す航空写真

宝塚市街へは
長尾山を背にして
遮断されている

長尾台小学校

長尾山が走る道路

川西市
校区は全て
川西市に面している

宝塚市 宝塚市 宝塚市 宝塚市

福祉に関する支援計画

地域の状況

行政側からの福祉に関する情報・サービスが届きにくいという現状がある。その上、市内公共交通機関への交通手段も乗り換えが多く住民は大変不便な思いをしている。当地域では地域住民の要望に沿った、自分たちのための「福祉のまちづくり」が求められており、人々が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが期待されている。また、近年の顕著に伴う人口構成の変化に行政も対応できていないため、子育て中の世帯にとっては保育・教育環境の整備が望まれる。

行政への要望
1. 人材を確保するためのリーダー養成
2. 地域での福祉サービスを充実させるためには人材の確保が不可欠
3. 高齢者や障害者の雇用の促進
4. NPOやボランティアが地域で保育・託児などの事業を行ないやすい制度の創設
5. 児童館の設置
6. 長尾台幼稚園の再開

地域の課題
1. 地域での福祉サービス
2. 生活支援拠点の確保
3. 高齢者支援
4. 障害者支援
5. 子育て支援

行政と地域住民の協働の計画
1. 福祉活動リーダー養成のメニューを整理し、国庫の実施計画を作成
2. 地域利用施設に社協地区センターを常設する
3. 市の定期的な各種検査・健診を地域で実施する
4. 子育てグループが活用できる施設を自治会、コミュニティも含めてサポート体制の確立
5. 生涯学習の展開
6. 福祉マップの作成(災害救助対策を兼ねる)

地域で取り組む計画
「福祉でまちづくり」
長尾台小学校区福祉委員会の設立
1. 1年
2. 2年
3. 3年
4. 4年
5. 5年

コミュニティビジネスの立ち上げ
1. ビジネスを行うために必要な事項の指導
2. ビジネスを実施する場合の支援制度
3. コミュニティビジネスの事例紹介

コミュニティビジネス
交通問題への対処
1. 待機児童のための保育所の運営事業
2. 託児所の運営事業
3. カーボランティヤ事業
4. タクシーによる介助サービス(DPTODFの実施)
5. 移送サービスの充実(バスの運行、新規事業の開発)

1. 1年
2. 2年
3. 3年
4. 3年
5. 5年

1. 1年
2. 3年

コミュニティひばり まちづくり計画

安全で快適なまちづくり

地域の状況

当地域は長尾山系の東麓に位置し、南東から東へ回り込む複雑な山稜と谷筋に沿った斜面に宅地が広がっている。土砂災害危険地域に指定された急傾斜危険箇所が23カ所も存在する。
駅前が開発された緑の多い大邸宅とこの30年間に急激に開発された小規模宅地とマンションが混在している。また危険な傾斜地や山林のすぐ側まで開発が進み色々な問題の原因となっている。道路も当初の開発時に確たる方針がなかったものが殆どで曲がりくねった、細くて傾斜のきつい、歩車道の区別のないものが大部分を占めており、今日の問題の誘因となっている。

行政への要望
1. 23カ所を含めた土砂災害危険地域の危険度合い、災害発生が心配される状況などの詳しい情報、危険地域の土地所有(住民別)の提示をする。
2. 山林火災に関するリーフレット(発生状況、消防・警防の対応、予防・発見時の連絡方法、避難方法などの説明)を地域住民に配布する。
3. 森林や緑地の保水力、透水性を維持し降雨時の一時の大量排水を助えるために開墾では規制を行い、保水性、透水性を確保することを条件に許可する。
4. つつじが丘交番が富貴丘交番とどちらかを駐在所に戻す。または、どちらかに必ず駐在している状態にする。川西市の境界線は、川西警察との連携を促進し効率化を図る。
5. 歩行者主体の生活道路、歩車共用道路、地域幹線道路などを明確に区分し、歩行の安全、ノリアフリーを最優先とする。
6. 車道確保の理由として緊急車両通行の阻害が必要であるとされるが、日常生活の利用率が日常の緊急時の利用率の差を考慮し考えた道路構造を検討する。

地域の課題
1. 土砂災害を防ぐ
2. 山林火災を防ぐ
3. 雨水対策
4. 防犯対策
5. 交通安全の確保

地域と行政による協働計画
1. 官、地元、専門家の三者で構成する専門委員会を設置し、現状を正確に把握し、対策を講じる。
2. 危険度に応じた立ち入り禁止地域、立ち退き地域、防災計画地域などの指定を行い、付近の住民に危険地域の認識が得られるようにする。
3. 隣接住民、地域住民に危険地域情報を提供
4. 土砂災害を想定した防災、避難訓練の実施
5. 山林火災の住民不安に対して、火災発生状況、原因、消防・警防の対応などを広報する。
6. 火災発生位置を特定する通報のために、高圧鉄塔の番号・色付けを実施する。
7. 山林火災に対する知識や防火樹の植栽などを地域活動の中に組み込む。
8. 入山者への声かけ運動
9. 当地域の防災訓練に山林火災予防と火災発生時の対応を組み込む
10. 降雨時の地域調査を実施し、雨水排水対策計画を作成し改善を進める。又調査内容を関係部署にも反映させる。
11. 山麓部住宅地の雨水災害防止の一環として各戸に一時貯留装置を条例化し雨水の再利用も推進する。
12. コミュニティに防災連絡会を配置する。
13. 降雨時の開墾のオーバーフロー、道路冠水などの実態調査を各戸対象で実施する。
14. 地域の雨水災害の危険性を理解し、雨水の一時貯留に協力する。
15. 雨水の一時排出を少なくするために宅地内の土間が透水性を考慮したのとし、また緑化に協力する。
16. 地域で防犯報告会(地域で発生した犯罪、防犯心得、防犯協力など)を年2回程度開催
17. 行政・警察・地域の協働でできる効果的な防犯活動の仕組みをつくる。
18. コミュニティに防犯連絡会を配置する。
19. 校区での犯罪発生時の情報を速やかに伝達する仕組みを作る。
20. 各自治会で夜間街路の明るさをチェックし、街路灯の増設や、各戸の門灯点灯の協力を促す。
21. 地域内の道路を用途で区分し、特に生活道路(生活道路)の表示(川西市で実施)をして歩行者が安心して歩ける道路に改善する。
22. 速度の出しにくい、駐車できない道路構造の創出
23. 高齢者、子供たちの側溝転落事故を防ぎ、歩行者道確保スペース確保のために側溝の蓋架けへの協力と推進。
24. 自治会単位で道路の一点検査を実施し、要望も含めた地域道路整備計画を作成する。
25. 地域の道路を安全なものにするために住民協力が得られるようには啓発活動を進める。

生活環境の保全と創出

地域の状況

- ・自然環境に恵まれ、広大な緑地と会社の保養施設などによる緑豊かな閑静な環境として問題の無い地域とされてきた。
- ・平成に入り世代交代に伴い、屋敷や会社の保養施設が手放され土地の細分化やマンション建設などの形で再開発が進行している。
- ・開発により生活環境は大きく変化した。緑は減少、地形面、インフラの根本的な見直しが必要で、人口増加などにより様々な問題点が噴出している。

行政への要望

- ① 開発許可を行う場合、開発行為が行われる地域の生活に関するトータルな整合性のチェックが必要
- ② 小規模開発の積み重ねも加算すると大規模開発と同様になるが、小規模開発はインフラ整備を条件とされないという大きな矛盾を解消する。
- ③ 雨水処理基準について、環境の悪化による現状の水かさ増しから100mm以上に見直し。
- ④ 開発行為へ影響を及ぼす道路の計画が必要であるとともに、住民のニーズを踏まえて公正にするために、第三者(例えば国土院)による認可条件の設定をしてもよいことが好ましい。
- ⑤ 基幹道路はインフラ整備のキーになるものであり、住宅地の拡大に伴い整備されなければならない。基本的な道路整備計画の作成を求める。
- ⑥ 開発地への接道幅員が4m未満であっても開発地に接する道路の幅員により開発許可される。幅員が不足したままに開発が行われるのが現状である。地域の生活道路は地域の表情、景観などの意見を反映入れた開発条件をつける。同時に基幹道路が主要道路に接続できる道路整備計画を策定する。
- ⑦ 小規模開発の多い地域の対応として、開発協力の金制度を改めて導入し、地域のトータルの施設整備を図る。
- ⑧ 地域活動施設、行政サービス、公園などの設置基準を策定し、開発許可時に整合性をチェックし、条件を付する。
- ⑨ 開発事業の実施前後の景観アセスメントの仕組み構築
- ⑩ 斜面土地造成に自然地形変化抑制の制度化
- ⑪ 一律の緑地率から開発地の緑の量に合わせた緑地率への見直し

地域の課題

- 開発に関する地域合意形成**
- 開発行為は地域の生活全般に大きな影響を与え、建物的な観点を中心とした開発計画、開発許可だけでなく生活実態に合わせたトータルな開発行為が必要。地域生活の実態にもとづいて、認可手続きに大きな不安がある。
- 開発造成に対する不安**
- 土石流危険地域に指定される山や谷が平地という事で、削られたり、埋め立てられたりすることが住民には理解できない。造成に対する安全確保が確保できず、造成に対する不安がある。
- 道路に関すること**
- 宝塚市街地に環状線がある幹線道路が無い。道路は地域の生活に密着したインフラのベースとなるものであり、道路整備がなされないまま、000世帯以上、9,000人を超す住宅地となり様々な面でもバランスが崩れている。
- 地域活動施設や公園の整備**
- 地域住民によるまちづくり活動の推進には施設やスペースが必要不可欠なものである。この地域の公園は12箇所、トータル面積にして11ha、1人当たり2㎡で全国平均の1/3程度の割合に留まっている。このままでは、(国の基準)1人当たり27㎡以上)
- 自然環境の保全と創出**
- 長尾山の丘陵地帯として、市の良好な住宅地と位置づけられているが、自然環境の保全が危うくなっている。

行政と地域住民による協働の計画

行政と地域	行政、市民、開発者による開発協力の仕組み	1年
行政と地域	② 地域実情に応じた開発指導内容と説明義務制度	1年
行政と地域	③ 開発指導のアウトプット(計画)の透明化(市民向け)と地域実情に合わせた開発許可の付与	2年
行政と地域	④ 地域協定を担保する制度	1年
地域	① コミュニティに生活環境に関する自治会と行政をつなぐ連絡会組織をつくる。	1年
地域	② 地域の生活環境を守るために自治会単位で指針・協定や法的根拠のある地区計画、景観形成地域指定などに取り組む。	3年
地域	③ 行政、事業者との協働に対応するために開発対策担当自治会体制の確立	1年
行政と地域	① 砂防指定地域、土石流危険指定地域の開発は、初期に開発予備協議の情報を地域へ通知	1年
行政と地域	② 地域実情に対応した安全性視察の義務付け	1年
行政と地域	③ 適切な地域合意と地域監視を行うために開発指導内容を地域に開示する。	1年
行政と地域	① 地域の意見を反映入れた道路のマスタープランを作成し計画的な道路の整備を進める	3年
行政と地域	・ 行政サービスや緊急時にアクセスするため市街地内へ繋がる幹線道路の整備	5年
行政と地域	・ 現状道路を歩車共用のコミュニティ道路へ改善する等、安全歩行のできる道路整備を進める	3年
行政と地域	② 都市計画マスタープランに示される地域づくりの方向に沿った道路整備のために協働の場をつくる。	1年
行政と地域	・ 道路のあり方は、周辺の景観に大きな影響がある。無電柱化、街路の緑化など道路の新たなあり方を模索、創出する。	2年
行政と地域	① コミュニティに自治会、PTA、福祉団連などの関係団体による道路に関する連絡会を設け、道路の調査や道路のあり方などの作業を進める。	2年
行政と地域	② 地域内道路を幹線、生活、通学など明確に用途区分し、ミニバスやカーシェアリングを視野に入れた道路マスタープランを協働で作成する	2年
行政と地域	③ コミュニティは、地域道路事情の改善に対するコンセンサスを得るための啓発活動が重要である。	1年
行政と地域	① 公園の未整備地域として認知し、都市計画事業で取り組むべき公園の計画策定を明記する。	2年
行政と地域	② 開発に伴う活用できない半端な提供公園に替えて、開発地のアプローチ部分を公共スペースとしての提供や 緑地のままの提供など状況に合わせた形態を認める。	1年
行政と地域	③ 国営当局管理下の物納国有土地、公園施設や未利用の個人所有地、施設を借用する仕組みや制度の構築。	2年
行政と地域	① 現状の公園を見直し、地域で活用できる公園に改善する	2年
行政と地域	② 公園監視制度に対応し、地域による日常の維持管理の体制を作る	1年
行政と地域	① 緑地保全地区を指定することが可能な都市緑地保全法の活用や、樹木の保存に関する法律を適用した、規制力のある緑化方針を定めるなど校区全体の緑の保全を研究する	3年
行政と地域	② 景観環境委員会を資するなどの規制見直し、国営(相模原・登封)や地方版(認定資産税・都市計画法・取得税)の低コスト化と開発特区などの研究	5年
行政と地域	③ 開発道路における原則無電柱化、災害時避難道路や景観指定地区での無電柱化の推進	5年
行政と地域	① まち協と自治会が連携した、環境連絡会の確立	1年
行政と地域	② 生活環境を保全するための勉強会の実施	1年
行政と地域	③ 校区の環境方針を作成する。	3年
行政と地域	④ 無電柱化への各自治会レベルでの推進	3年

地域で取り組む項目の関連

実施活動項目	組織		生活・環境連絡会		防災・防犯連絡会		福祉・支援連絡会	
	自治会	まち協	自治会	まち協	自治会	まち協	自治会	まち協
実施活動項目								
開発対応	校区生活環境計画を作成	○	○	○	○	○	○	○
	地区計画、景観形成地域指定へ取組	○	○	○	○	○	○	○
	開発許可範囲など自治会体制	○	○	○	○	○	○	○
道路整備	運動作業で道路のマスタープランを作成	○	○	○	○	○	○	○
	自治会、PTA、福祉と連携した道路補修	○	○	○	○	○	○	○
	市街地に繋がる幹線道路の整備	○	○	○	○	○	○	○
	コミュニティ道路への改善整備	○	○	○	○	○	○	○
交通安全	地域道路整備計画の作成	○	○	○	○	○	○	○
	「生活道路」計画	○	○	○	○	○	○	○
	国営の危険性調査、啓発活動	○	○	○	○	○	○	○
公園整備	公園整備の計画策定と整備	○	○	○	○	○	○	○
	既存公園の改善	○	○	○	○	○	○	○
	公園監視制度による管理	○	○	○	○	○	○	○
無電柱化	無電柱化の研究	○	○	○	○	○	○	○
自然災害	行政との連携体制づくり	○	○	○	○	○	○	○
	危険地域情報を提供	○	○	○	○	○	○	○
	大雨時の災害調査	○	○	○	○	○	○	○
土砂災害	山崩れ一時貯留の推進	○	○	○	○	○	○	○
雨水災害	透水性土間と緑化の推進	○	○	○	○	○	○	○
	防災訓練に山林火災・土砂災害訓練	○	○	○	○	○	○	○
山林火災	山林火災に対する情報提供	○	○	○	○	○	○	○
	防火樹の植栽活動	○	○	○	○	○	○	○
防犯	定期的な防犯報告会の実施	○	○	○	○	○	○	○
	犯罪発生時の情報伝達の仕組み	○	○	○	○	○	○	○
	防犯灯の増設取組	○	○	○	○	○	○	○
	各戸の防犯灯運動	○	○	○	○	○	○	○
福祉・支援	行政との連携体制づくり	○	○	○	○	○	○	○
	子育て支援	○	○	○	○	○	○	○
高齢者支援	高齢者支援	○	○	○	○	○	○	○
	助け合い・見守り	○	○	○	○	○	○	○
	ミニデイサービス	○	○	○	○	○	○	○
	ふれあいサロン	○	○	○	○	○	○	○
	子育て支援	○	○	○	○	○	○	○
	食生活	○	○	○	○	○	○	○
	緊急時・被災者の強い	○	○	○	○	○	○	○
	三世代交流事業	○	○	○	○	○	○	○
	介護者の強い	○	○	○	○	○	○	○
	住民交流の各種イベントの実施	○	○	○	○	○	○	○
コミュニティビジネス	コミュニティビジネスの研究会を主催	○	○	○	○	○	○	○
	コミュニティビジネスを立ち上げ	○	○	○	○	○	○	○
	保育所の運営事業	○	○	○	○	○	○	○
	託老所の運営事業	○	○	○	○	○	○	○
交通問題	カーシェアリング事業	○	○	○	○	○	○	○

コミュニティひばりのまちづくり活動体制(案)

○ 組織は、自治会を中核とし、校区内の各種団体、公的な各種委員、有志個人で構成する。
 ○ アンケートで活動への参加意思を示された多くの団体の参加を以って推進を図る。
 ○ 活動体制は平成17年度からコミュニティの組織へ組み込みを図る。

組織	活動項目	活動内容			
生活・環境連絡会	行政との連携体制	開発対応	調査対応、協議など自治会体制 環境計画を作成 地区計画、景観形成地域指定などで環境保全		
		道路整備	自治会、PTA、福祉連携の道路補修連絡会 コミュニティ道路・幹線道路の計画的な整備への働きかけ		
		公園整備	新たな公園整備へ働きかけ 公園に改善 公園監視制度		
	行政との連携体制	無電柱化	対応自治会が推進 危険地域情報を提供 土砂災害・山林火災を想定した防災、避難訓練 大雨時の災害調査 雨水の一時的貯留の促進 透水性土間と緑化促進		
		山林火災	情報伝達と防火樹の植栽活動		
		防犯	定期的な防犯報告会の実施 犯罪発生情報を伝達する仕組み 防犯灯の増設、防犯灯運動		
		交通安全	通学路の安全確保 歩行安全のために整備の改善 住民協力を得る啓発活動		
		福祉・支援連絡会	助け合い・見守り	ミニデイサービス ふれあいサロン 子育て支援 食生活 緊急時・被災者の強い 三世代交流事業 介護者の強い 住民交流の各種イベントの実施	
				コミュニティビジネス	民間保育所の運営事業の取り組み 託老所の運営事業への取り組み カーシェアリング事業の研究 タクシーによる移動サービスの取組 バスの運行による移動サービスの取組
				住居団体 福祉団体 当番団体 関係団体 その他	自治会、老人会、子ども会、コミュニティ協議会 民生児童委員、選挙委員、保護司 ひとり暮らし高齢者の会・高齢者団体 社協地区センター、小学校、幼稚園、PTA、老人ホーム、いづみ会 花園在宅介護支援センター、地区ボランティアセンター、市健康センター 学識経験者、関心のある住民